

中之条町電気事業経営戦略

団 体 名 : 中之条町

事 業 名 : 中之条町発電事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ～ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用（全部適用・一部適用）・法非適用の区分			
職 員 数	1人	最 大 出 力 * 1	1,999kw
発 電 施 設 数	水力発電 1箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	7,375,819kwh
	風力発電 箇所	kwh 当 た り 単 価 * 1	40円
	太陽光発電 3箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	4箇所
	ごみ発電 箇所	平 均 施 設 稼 働 年 数 * 1	20年

*1 「最大出力」・「Kwh当り単価」・「平均施設稼働年数」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。

(2) 現在の経営状況

年 間 電 力 料 入 入 * 1 ※過去3年度分を記載	R04 310,264千円	R05 350,730千円	R06 305,459千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R04 114.3%	R05 108.2%	R06 108.3%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	R04 0千円	R05 0千円	R06 0千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	R04 0%	R05 0%	R06 0%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

電力料収入は、太陽光発電によるものが大きな割合を占めるため、天候や盗難といった突発的な要因にも左右されるが、収益的収支比率は100%を超えており、経営状況は良好である。今後も計画的な運転管理・保守管理に努めていく。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 料金収入の予測

太陽光発電事業については、パネルの経年劣化を考慮し、年0.5%の収入減少を見込んでいる。また、天候による影響を受けやすい発電事業でもあるため収入予測は難しいが、健全な運営管理に努め収入の安定化を図っていく。

小水力発電事業については、農業用水を利用した従属発電であり、使用水量による発電量が設定されているため、比較的安定的な収益を見込むことが可能であるが、灌漑期における減水調整等、地元土地改良区との連携により収入の安定化を図っていく。

(2) 老朽化対策の見通し

・太陽光発電施設については、パワーコンディショナーの定期点検や部品交換のための積立を実施し計画的な更新対策を図る。また、撤去時の費用積立も実施し自然環境への負荷軽減を図る。

・小水力発電施設については、各設備の定期点検や日常点検において、部品交換を随時実施し、大規模な部品交換の発生に対しては 発電事業全体での費用連携を図る。計画的なメンテナンスを実施し長寿命化を図る。

3. 経営の基本方針

中之条町は、平成23年3月に発生した東日本大震災による甚大な被害やこれを起因とした原子力発電所の事故を教訓に、「小さな自治体の責任を果たす」を理念とし、「再生可能エネルギーのまち中之条」を宣言し、再生可能エネルギーの導入を推進し、もって持続可能な循環型社会を構築、地球温暖化防止・低炭素社会の実現、自然環境への負荷軽減、同時に電力の地産地消の取り組みを通じて活力のある住みよいまちづくりを行うことを経営の基本方針としている。

4. 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

・太陽光発電事業
発電施設リース代：公募型プロポーザル方式により施設リース契約者を選考し20年間のリース契約を締結。リース代には初期の建設費用も含まれる。

・小水力発電事業
国・県の交付金及び補助金を受けた施設である。地域振興及び農業振興を目的とし、収益は関連施設の電気代に充当している。

・現在のところ、資本形成に向けた新たな事業展開の予定はないが、可能性の検討については継続していく。

②収支計画のうち財源についての説明

・売電収入
営業収入は売電による料金収入のみである。太陽光発電における収入割合が95%と高いため、経年劣化及び、自然環境に左右されやすい等の懸念はあるものの収益的収支比率100%以上の確保に努める。

また、売電収益の一部を基金に積立する他、廃棄等費用積立制度による積立を行い、定期保守・撤去費用及び災害時等のリスクに備える。関係機関と連携し設備利用率の向上に努め、売電収入の安定確保を図る。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・維持修繕費等
定期点検及び日常点検でのメンテナンスにより施設の健全化を保ち、将来的な修繕費用の圧縮と施設の長寿命化に取り組む。

・保守委託費等
保安及び運営業務等、契約内容の見直しを行い経費削減を図る。

・一般経費等
施設運営に係る光熱水費・通信運搬費・各種使用料等、適宜適切な見直しを行い経費の削減を図る。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

現在、新たな投資の予定はないが、固定価格買取制度の認定期間終了や設備の経年劣化に伴う売電収入の低下が想定されており、認定期間終了後は事業終了を予定しているが、社会情勢を踏まえリパワブルなど事業継続の可能性も検討する必要がある。

5. 公営企業として実施する必要性

人口減少・少子高齢化等、中山間地域における自治体の在り方も大きな変革が求められている。本町の目的は、原発に代わるエネルギー施策として「小さな自治体としての責任を果たす」、町に産業を興す、「持続可能なまちづくり」を基本とし、地産地消を柱にして取組を行っている。発電した電力は固定価格買取制度により20年間の安定運営が実施可能である。町の再生可能エネルギー事業に再投資も可能であり自主財源確保からも公営企業として実施することは適当である。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	・発電量等のモニタリングを実施し、経営戦略の事後検証、見直しを行う。 ・収支計画については、年度決算を利用し毎年度進捗管理を行う。 ・経営状況や経営戦略の点検見直しについては、町ホームページに公表する。
-------------------------	---